

第四次雫石町男女共同参画プラン(第三次改訂)概要版

1. 計画策定の趣旨と背景

男女共同参画社会の実現とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)を実現すること。

国は国際社会における男女平等の実現に向けた動きと連動して法整備を進め、平成11年に「男女共同参画社会基本法」、平成13年に「DV防止法」、平成27年に「女性活躍推進法」、令和6年に「女性支援新法」を施行した。雫石町も平成17年以降、男女共同参画プランを策定し、人権の尊重や参画機会の平等を推進してきた。しかし、社会の変化にもかかわらず、性別による役割分担意識や慣習は根強く、労働や家庭生活での負担の偏りが課題となっている。さらに、コロナ禍を通じてジェンダー不平等が顕在化し、対応の必要性が高まっている。現行計画の終了を受け、これまでの成果を検証し、より包括的な支援と男女共同参画の推進を図るため、第四次雫石町男女共同参画プランを策定する。

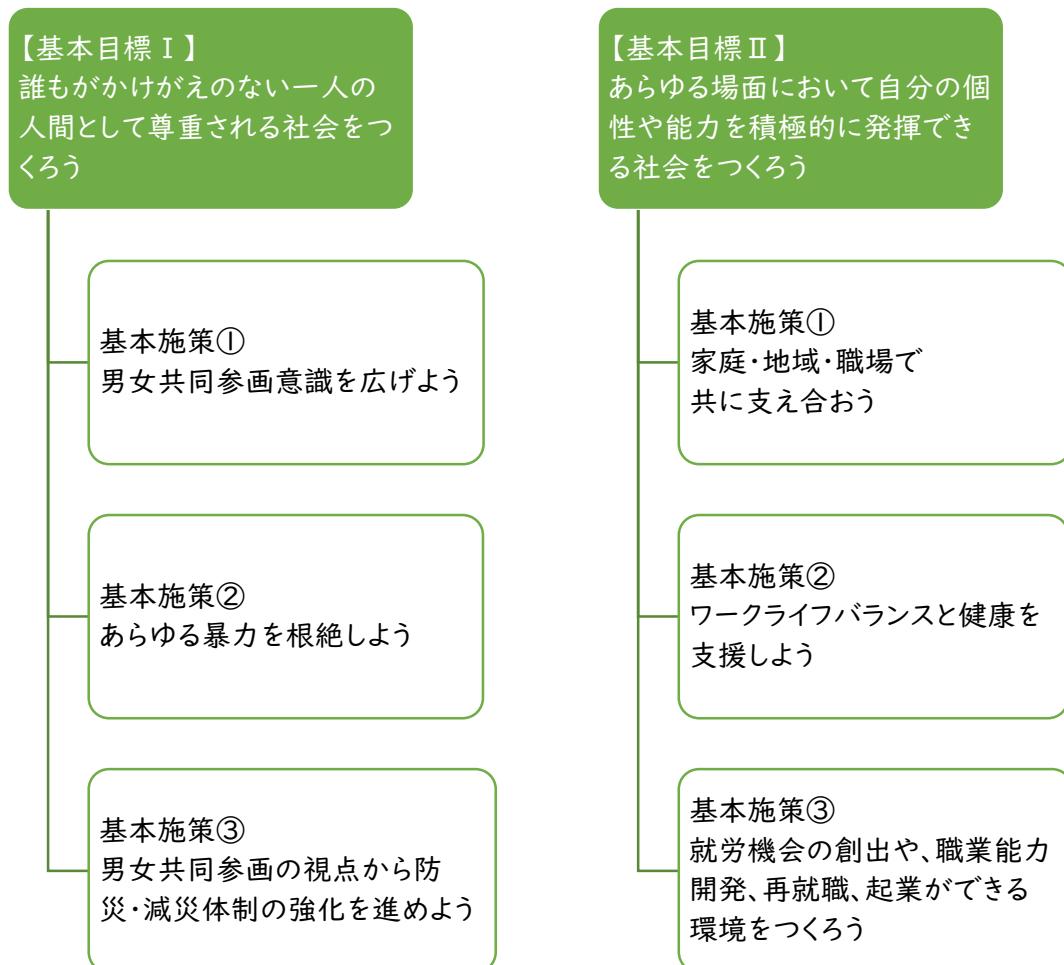
2. 計画の位置づけと期間

雫石町総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画とし、計画期間は令和7年度～令和11年度の5年間とする。

3. 基本理念

「誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる社会」

4. 計画の体系



5. 計画の目標

【基本目標Ⅰ】 誰もがかけがえのない一人の人間として尊重される社会をつくらう

指標	基準値 (R5)	目指す値 (R11)
男女共同参画サポーター数(延べ人数)	46人	60人
人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていると回答した人の割合	43.7%	60%
DV防止根絶に向けた啓発回数	—	5回
自主防災組織の女性委員の割合	10.8%	20%

【基本目標Ⅱ】 あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮できる社会をつくらう

指標	基準値 (R5)	目指す値 (R11)
審議会等における女性委員の割合	26.1%	32%
自治会組織の女性役員の割合	11.6%	20%
ちよい助年間支援回数	345回	355回
家族経営協定締結家庭数(延べ数)	75組	80組
町内事業所等の育児休暇取得率	64.3%	90%
乳がん検診受診率	33.2%	38.7%
子宮頸がん検診受診率	27.6%	32.0%
町内で働くことができる雇用環境が整っている満足度	12.2%	20%

6. 推進体制と進行管理

【推進体制】

●町民との推進体制

計画の推進が実効性のある取り組みとなるよう、「雫石町男女共同参画推進懇話会」から意見や提言を受け、施策の充実に努める。

●役場庁内の推進体制

男女共同参画の推進に係る取り組みは、広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、男女共同参画の視点を各施策に盛り込んでいく。

●住民・企業・各種団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、住民一人ひとりが問題意識をもち、その解決に向け身近なところから実践していくことが基本となることから、学習機会や情報の提供に努め、「男女共同参画サポーター」や男女共同参画の推進に取り組む団体、個人と連携し、施策を推進する。

●関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取り組みができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進する。

【進行管理】

・定期的に役場庁内横断的に関係課の実務担当者会議を開催するなどし、取組状況の把握、問題点の抽出をし、改善していく。

・外部評価として「雫石町男女共同参画推進懇話会」において計画の取組状況報告及びプランの推進に関する意見や情報交換を行う。